

作成日 2013年01月16日

改訂日 2015年02月06日

安全データシート

1. 製品及び会社情報

1.1 製品特定名

“トーレペフ” P E AA00, AG00等 自然色

AA0*, AB0*, AG0*, 等 *は任意の数字あるいはアルファベット1文字を示す。

また、これらタイプはスライス、融着、コロナ処理など加工する場合があります。

その場合、製品タイプ名の1桁目「A」という文字が「J」、「B」などに変化しますが加工前の性質となんら変わるものではありません。

1.2 他の特定手段

整理番号(SDS No.) R3J-IAAA00F03101-3

1.3 製品の推奨用途と使用上の制限

(1) 推奨用途

工業材料用途、自動車用途

(2) 使用上の制限

自動車用途の場合は、使用される耐熱環境をご確認下さい。

1.4 供給者の詳細

(1) 会社名

東レ株式会社

(2) 住所

東京都中央区日本橋室町2丁目2番1号 日本橋三井タワー23階

(3) 責任部署・担当部署

ペフ・発泡体事業室

(4) 責任者・担当者

ペフ・発泡体室長

(5) 電話番号

03-3245-5550

(6) FAX番号

03-3245-5544

(7) メールアドレス・URL

<http://www.toray.jp/plastics/>

1.5 緊急電話番号

03-3245-5550

2. 危険有害性の要約

2.1 化学物質または混合物のGHS分類

本製品は成形品（アーティクル）であり、JIS Z 7252:2014（GHSに基づく化学物質等の分類方法）による分類の対象外である。

2.2 GHSラベル要素

対象外。

2.3 GHS分類に該当しない他の危険有害性

指定可燃物である。

2.4 重要な徴候および想定される非常事態の概要

燃焼の際に有毒なガス（一酸化炭素、窒素酸化物等）を発生する場合がある。

3. 組成、成分情報

(1) 製品の区分

成形品(Article)

(2) 組成・成分情報

A. 成分物質

化学名

低密度ポリエチレン

含有量(%)

営業秘密

化学特性(化学式又は構造式)

$-(C_2H_4)_n-$

CAS No.

9002-88-4

化審法番号

6-1

安衛法番号

既存物質

TSCA	登録済み
EC No.	対象外

化学名

アゾジカルボンアミド

含有量(%)	営業秘密
--------	------

化学特性(化学式又は構造式)

C2H4N4O2

CAS No.	123-77-3
---------	----------

化審法番号	2-1747
-------	--------

安衛法番号	2-1747
-------	--------

TSCA	登録済み
------	------

EC No.	204-650-8
--------	-----------

CLP規則に基づく分類: Resp. Sens. 1 (呼吸器感作性 区分1)

4. 応急措置

4.1 必要な応急措置の説明

吸入した場合:

通常はロール状製品であり、吸入の可能性は極めて少ない。

切りくず等を吸入し、気分が悪いときには、直ちに医師の診断を受けること。

皮膚に付着した場合:

ポリエチレン発泡体製品であり、一時的に皮膚付着しても、問題ありません。

目に入った場合:

通常はロール状製品であり、目に入る可能性は極めて少ない。

切りくず等が目に入った場合は、直ちに多量の水で洗い医師の診断を受けること。

飲み込んだ場合:

通常はロール状製品であり、飲み込む可能性は極めて少ない。

切りくず等を飲み込み、不快感を覚えたときは、直ちに医師の診断を受ける。

4.2 最も重要な急性症状および遅発性症状

情報なし

4.3 必要に応じた速やかな治療と必要とされる特別な治療の指示

情報なし

5. 火災時の措置

5.1 適切な消火剤および使ってはならない消火剤

(1) 適切な消火剤

霧状水/泡/粉末/炭酸ガス

(2) 使ってはならない消火剤

特になし

5.2 製品から生じる特有の危険性

燃焼の際に生成する有毒なフュームまたはガス(一酸化炭素/窒素酸化物)

5.3 特有の消火方法

安全な距離から散水冷却して周囲の設備を保護すること。

消火活動は、離れた風上から行うこと。

関係者以外は安全な場所に退却させること。

5.4 消火を行う者の特別な保護具と予防措置

消火活動従事者は保護具(耐熱手袋)を着用すること。

6. 漏出時の措置

6.1 人体に対する注意事項、保護具、および緊急時措置

ロール状製品であり、環境への漏出の可能性は極めて低い。

6.2 環境に対する注意事項

ロール状製品であり、環境への漏出の可能性は極めて低い。

6.3 封じ込めと洗浄のための方法および機材

粉砕品は掃き集めて、所定の方法で廃棄を行う。

6.4 二次災害の防止策

付近の着火源となるものを取除くこと。

7. 取扱いおよび保管上の注意

7.1 安全な取扱いのための注意事項

(1) 技術的な対策

A. 取扱者の暴露防止

指定された場所以外では、飲食、喫煙を行わないこと。

本成形品はEU REACH規則で高懸念物質（SVHC）に指定されている物質を不純物として含んでいるが、粉砕加工しない限り暴露の懸念はない。

粉砕加工をする場合は、粉じんが発生する恐れがあるので、集塵機の設置又は局所排気の実施、防塵用保護具を着用することが望ましい。

B. 火災・爆発の防止

工具は火花防止型のものを用いる。

(2) 局所換気・全体換気

粉砕加工をする場合は、粉じんが発生する恐れがあるので、集塵機の設置又は局所排気の実施、防塵用保護具を着用することが望ましい。

(3) 注意事項

加工等で加熱した際、白煙が出る場合があるので、換気設備のある装置あるいは換気設備を設ける。

(4) 安全取扱い注意事項

乱暴な取扱いや落下をさせてはならない。

(5) 適切な衛生対策

休憩、終業時は手を洗うこと。

作業中の飲食、喫煙禁止。

7.2 混触危険性を含む、安全な保管条件

(1) 技術的な対策

情報なし

(2) 適切な保管条件

50℃以下の温度で保管すること。

(3) 避けるべき保管条件

火気注意

直射日光から離して保管する。

(4) 安全な容器包装材料

情報なし

8. 暴露防止及び保護措置

8.1 管理パラメーター

情報なし

8.2 適切な設備対策

通常の場合、全体の換気が良好であれば充分である。

8.3 個人保護具

(1) 呼吸器用の保護具

通常の場合、全体の換気が良好であれば、特に必要ない。

(2) 手の保護具

ポリエチレン発泡体であり、通常、軍手および素手で取り扱い可能。

(3) 目の保護具

ロール状ポリエチレン発泡体であり、通常は保護眼鏡または安全ゴーグルは必要ないが、

切削加工等により切りくず等が発生する場合は、保護眼鏡または安全ゴーグルを使用すること。

(4) 皮膚及び身体の保護具

一時的な皮膚との接触は問題なし。

清潔な作業衣の着用以外予防策は不要。

9. 物理的及び化学的性質

9.1 基本的な物理的及び化学的性質に関する情報

形状：固体独立気泡を有する発泡体

色：自然色

臭い：無臭

pH：対象外

融点／凝固点：110～125℃

分解温度：250℃

引火点：360℃

自然発火温度（発火点）：470℃

比重（相対密度）：10～500kg/m³

溶解性：

溶媒に対する溶解性：

加熱したテトラリン溶媒に一部が溶解する。

オクタノール／水分配係数：

対象外

9.2 その他の情報

情報なし

10. 安定性及び反応性

10.1 安定性

予期される通常の保管および取扱いの条件において安定と考えられる。

10.2 反応性

知見なし

10.3 避けるべき条件

知見なし

11. 有害性情報

11.1 製品の有害性情報

情報なし

12. 環境影響情報

12.1 製品の環境影響情報

既知の著しい影響あるいは重大な危険有害性はない。

13. 廃棄上の注意

13.1 廃棄方法

本製品は廃プラスチック類として、廃棄物処理法及び自治体条例に従って適切に廃棄処分すること。
ただし本製品はEU REACH規則で高懸念物質（SVHC）に指定された物質を不純物として含有するため、EUに輸出する場合は、EU各国の廃棄物の処分に関する法律に則って処分すること。

14. 輸送上の注意

14.1 輸送上の国内規制

陸上輸送

消防法の規定に従うこと。

海上輸送

船舶安全法の規定に従うこと。

航空輸送

該当しない。

14.2 輸送上の安全対策及び条件

直射日光や風雨による暴露を避ける。
乱暴な取り扱いや落下、転倒を避ける。
荷崩れ防止を確実に行う。

15. 適用法令

■外国為替及び外国貿易法

●輸出貿易管理令別表第1の16の項(2)

エチレンの重合体(一次製品に限る。) ポリエチレン

●輸出貿易管理令別表第1の16の項(2)

ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物 アゾジカルボアミド

■消防法

指定可燃物(合成樹脂類を<発泡させたもの>)

■船舶安全法

可燃性固体(別表第6)

この製品に関する貴国の規制については、貴社の責任で調査願います。

EU REACH規則：高懸念物質(SVHC)に指定された物質を0.1%以上含有するため、REACH規則第33条に則った対応が必要である。

16. その他の情報

最新版改訂日と変更箇所

改定日 2015年02月06日

改訂項目 J I S Z 7 2 5 3 : 2 0 1 2 への改訂に準じて、MSDS記載内容を改訂した。

引用文献

- 1) 「製品安全データシートの作成指針(改訂版)」、日本化学工業会(厚生労働省, 経済産業省, 環境省監修)(2001)
- 2) 「13901の化学商品」、化学工業日報社(2001)
- 3) 製品の原料に関するMSDS

責任の限定について

本記載内容は、現時点で入手できる資料、情報データに基づいて作成しており、新しい知見によって改訂される事があります。

また、すべての材料には、未知の危険性があり、取扱いに注意が必要です。注意事項は通常の取扱いを対象としたものであって、特殊な取扱いの場合には、新たに用途・用法に適した安全対策を実施の上で御使用ください。なお、本記載内容は情報提供であって、当社の提供する材料について、如何なる明示または黙示の保証をするものでもありません。

SKダイン1720

V.2

◆特 長

- (1) 二液架橋型のアクリル系粘着剤です。
- (2) 各種被着体に高い接着力を発揮し、耐応力に優れ、低温接着性にも優れています。
- (3) スプライシング用をはじめ、合成皮革の仮止め用などの両面接着テープに適しています。
- (4) ポリエチフォーム、ゴム基材用にも適しています。
- (5) 硬化剤M-5AまたはE-AX使用の場合は、湿度の影響を受けにくく、ポットライフが長く作業性が良好です。

◆性 状

外 観	黄 色 透 明 液
不揮発分 (%)	46.0 ~ 48.0
粘 度 (Pa·s, 25℃) (P, 25℃)	7.0 ~ 13.0 7.0 ~ 13.0
色 数 (ガードナー)	3
密 度 (g/ml, 23℃)	0.95
溶 剤 組 成	トルエン・酢酸エチル

◆使用方法 (例)

混 合 : 硬化剤をよく混合して御使用下さい。

乾 燥 : 80~100℃ 1.5~2 分

熟 成 : 乾燥後、23℃でおよそ次の日数が必要です。

L-45, E-AXの場合: 7日 M-5Aの場合: 3日

ポットライフ: L-45の場合、常温で3~4時間ですが、混合後はなるべく早く使用して下さい。とくに、夏期などの高温多湿時には御注意下さい。

粘 着 性 能

硬 化 剤	種 類	L-45	M-5A	E-AX
	量 (g/kg)	9.3	20.0	2.9
粘 着 力 ¹⁾ (N/m)		463	431	392
	(g/25mm)	1180	1100	1000
保 持 力 ²⁾ (mm)		0.7	0.5	0.5
ボールタック ³⁾		15	14	14

基材: ポリエステルフィルム 25μm 厚 塗布量: 25μm dry

1) 対ステンレス板 180°引きはがし法(300mm/min) 23℃ 65%RH

2) 対ステンレス板 面積 20×20mm 40℃ 荷重 1kg 1時間後

3) J.Dow 法 助走 100mm 23℃ 65%RH

*) 本資料の性能値は、当社の塗工および測定条件により得られた代表値です。
使用にあたっては御相談下さい。

◆荷 姿 石油缶: 15kg 詰 ドラム缶: 170kg

◆保 管 30℃以下、未開封で危険物屋内貯蔵所に保管の場合: 納入後2ヶ月

問い合わせ先

綜研化学株式会社

粘着剤営業部

東京都豊島区高田3-29-5

TEL 03-3983-3176

FAX 03-3983-2227

安全データシート

作成日：2012/08/31

改訂日：2014/04/01

整理番号:A1208-93

1. 製品および会社情報

<製品名> SKダイン1720

<会社情報>	供給者の会社名称	： 綜研化学株式会社
	住所	： 〒171-8531 東京都豊島区高田 3-29-5
	担当部門	： 粘着・機能樹脂部
	電話番号	： 03-3983-3176
	FAX 番号	： 03-3983-2227
	緊急時の電話番号	： 04-2954-3261（狭山事業所）
	発行部門	： 安全・環境・品質保証室
	推奨用途及び使用上の制限	： 粘着剤

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

物理化学的危険性

- ： 爆発物 分類できない
- ： 可燃性又は引火性ガス（化学的に不安定なガスを含む） 分類対象外
- ： エアゾール 分類できない
- ： 支燃性又は酸化性ガス類 分類対象外
- ： 高圧ガス 分類対象外
- ： 引火性液体 区分 2
- ： 可燃性固体 分類対象外
- ： 自己反応性化学品 タイプ 0
- ： 自然発火性液体 分類できない
- ： 自然発火性固体 分類対象外
- ： 自己発熱性化学品 分類できない
- ： 水反応可燃性化学品 分類できない
- ： 酸化性液体 分類できない
- ： 酸化性固体 分類対象外
- ： 有機過酸化物 分類できない
- ： 金属腐食性物質 分類できない

健康有害性

- ： 急性毒性（経口） 区分外
- ： 急性毒性（経皮） 分類できない
- ： 急性毒性（吸入：気体） 分類できない
- ： 急性毒性（吸入：蒸気） 分類できない
- ： 急性毒性（吸入：粉じん、ミスト） 分類できない
- ： 皮膚腐食性又は皮膚刺激性 区分 2

	： 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分 2B ： 呼吸器感作性 分類できない ： 皮膚感作性 分類できない ： 生殖細胞変異原性 区分 2 ： 発がん性 区分 2 ： 生殖毒性 区分 1A ： 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分 1 ： 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分 3(気道刺激性) ： 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分 3(麻酔作用) ： 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分 1 ： 吸引性呼吸器有害性 分類できない
環境有害性	： 水生環境有害性(急性) 区分 2 ： 水生環境有害性(長期間) 分類できない ： オゾン層への有害性 分類できない
絵表示	
注意喚起語 (GHS-JP)	危険
危険有害性情報 (GHS-JP)	： 引火性の高い液体及び蒸気 (H225) ： 皮膚刺激 (H315) ： 眼刺激 (H320) ： 呼吸器への刺激のおそれ (H335) ： 眠気やめまいのおそれ (H336) ： 遺伝性疾患のおそれの疑い (H341) ： 発がんのおそれの疑い (H351) ： 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ (H360) ： 臓器の障害 (中枢神経系) (H370) ： 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害 (肝臓、腎臓、中枢神経系) (H372) ： 水生生物に毒性 (H401)
注意書き	
【予防策】	： 使用前にMSDS等を入手すること。(P201) ： 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202) ： 熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。(P210) ： 容器を密閉しておくこと。(P233) ： 静電的に敏感である場合は、容器及び受器を接地、結合すること。(P240) ： 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器 機器を使用すること。(P241) ： ミスト、蒸気、スプレー を吸入しないこと。(P260) ： 取扱い後はよく手を洗うこと。(P264) ： この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270) ： 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。(P271) ： 環境への放出を避けること。(P273) ： 適切な保護手袋、保護眼鏡、保護面 を着用すること。(P280)
【対応】	： 皮膚に付着した場合：多量の水と石けん(鹸)で洗うこと。(P302+P352) ： 吸入した場合、被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340) ： 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

と。(P305+P351+P338)

ばく露またはばく露の懸念がある場合:医師の診断/手当てを受けること。
(P308+P313)

気分が悪いときは医師に連絡すること。(P312)

皮膚に付着した場合、皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを求め
ること。(P332+P313)

眼の刺激が続く場合:医師の診断/手当てを受けること。(P337+P313)

火災の場合には、消火に 泡、粉末、二酸化炭素 を使用すること。
(P370+P378)

【保管】 : 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)
換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。(P403+P235)
施錠して保管する (P405)

【廃棄】 : 内容物/容器を 国際/国/都道府県/市町村の規則に従って 廃棄するこ
と。(P501)

他の危険有害性 : 加熱すると分解し、刺激性、または有毒の気体 (CO等) を生じる。

3. 組成及び成分情報

区別 : 混合物
化学名 : アクリル樹脂溶液
成分及び含有量 :

成分名	CAS 番号	化審法番号	含有量 (%)
アクリル酸エステル共重合体	登録済	登録済	40 - 50
粘着付与樹脂	登録済	登録済	1 - 10
酢酸エチル	141-78-6	(2)-726	20 - 30
トルエン	108-88-3	(3)-2	20 - 30
酢酸ビニル	108-05-4	(2)-728	1 - 10

4. 応急措置

吸入した場合 : 直ちに空気の新鮮な場所に移動させ安静にする。呼吸が弱い場合や、
停止している場合は、衣服を緩め呼吸気道を確保した上で人工呼吸を
行う。呼吸していて嘔吐がある場合には頭を横向きにする。体を毛布
等で覆い、保温して安静に保つ。応急措置を施した後、直ちに医師の
診断を受ける。

皮膚に付着した場合 : 直ちに付着した製品を完全に洗い流す必要がある。製品に触れた部分
を水又は微温湯で流しながら石鹸を使用して洗浄する。

眼に入った場合 : 直ちに付着した製品を完全に洗い流す必要がある。清浄な水で 30 分
間洗浄した後、直ちに眼科医の診断を受ける。

飲み込んだ場合 : 水でよく口の中を洗浄する。揮発性液体を含有する物質なので、無理
に吐かせずに、直ちに医師の診断を受ける。

応急措置をする者の保護 : 救助者が有害物質に触れないように保護具を着用する。

5. 火災時の措置

- | | |
|-------------|--|
| 消火剤 | ： 泡、粉末、二酸化炭素 |
| 使ってはならない消火剤 | ： 水(棒状水) |
| 消火を行う者の保護 | ： 呼吸用保護具、及び耐熱服を着用する。 |
| 特有の危険有害性 | ： 有害ガスが発生する恐れがある。 |
| 特定の消火方法 | ： 可能な限り風上から行う。火元への燃焼源を絶ち、適切な消火剤を使用し、消火するための放水等によって、環境に影響を及ぼす物質が流失しないように適切な処置をする。 |

6. 漏出時の措置

- | | |
|----------------------------|--|
| 人体に対する注意事項、
保護具および緊急時措置 | ： 適切な保護具を着用し、飛沫等が皮膚に付着したり、ガスを吸入しないようにする。付近の着火源となるようなものを速やかに取り除く。風上から作業を行い風下の人を退避させる。 |
| 環境に対する注意事項 | ： 流出した製品が河川などに排出されないように注意する。 |
| 除去方法 | ： 漏出源を遮断し、ウェス、乾燥砂等に吸収させて回収する。 |
| 二次災害の防止策 | ： 付近の着火源を速やかに取り除くとともに消火剤を準備する。 |

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

- | | |
|-----------|--|
| 技術的対策 | ： 着衣、皮膚、粘膜に触れたり目に入らないように適切な保護具を着用する。電気設備、機器類は防爆構造のものを、機器、設備には静電気対策を行う。 |
| 局所排気・全体換気 | ： 密閉された装置、機器、又は局所排気装置を使用する。取扱いは換気のよい場所で行う。屋外での取扱いは出来るだけ風上から作業する。 |
| 安全取扱注意事項 | ： 使用後はその都度密栓する。 |

保管

- | | |
|---------|---|
| 適切な保管条件 | ： 火気厳禁。
直射日光を避け、法規に準じた適切な設備に 30℃以下で保管する。
(品質保持のため。) |
|---------|---|

- | | |
|-----------|------------------------|
| 混触禁止物質 | ： 強酸化剤等 |
| 安全な容器包装材料 | ： 堅牢で密閉性を保持できるものが望ましい。 |

その他の情報

8. ばく露防止及び保護措置

設備対策 : 局所排気設備

化学物質等の名称	管理濃度	許容濃度(准衛学会)	許容濃度 (ACGIH)
酢酸エチル	200ppm	200ppm (720mg/m ³)	TWA 400ppm, STEL -
トルエン	20ppm	50ppm (188mg/m ³) (皮)	TWA 20ppm, STEL -
酢酸ビニル			TWA 10ppm, STEL 15ppm

保護具

呼吸用の保護具 : 有機ガス用防毒マスク
 手の保護具 : 耐溶剤性(不浸透性)手袋
 眼の保護具 : 側板付き安全眼鏡、ゴーグル型
 皮膚及び身体への保護具 : ゴム長靴、前掛け(不浸透性)

衛生対策 : 汚染した着衣は速やかに交換する。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態

形状 : 液体
 比重(密度) : 約 0.95 g/cm³ (25℃)
 色 : 黄色透明
 臭い : 有機溶剤臭
 pH : 該当せず

物理的状態が変化する特定の温度/温度範囲

沸点 : 77 °C (酢酸エチル)
 融点 : 知見なし
 分解温度 : 知見なし
 引火点 : -4 °C (酢酸エチル)
 爆発限界 (vol %) : 2.2 - 11.5 vol % (酢酸エチル)
 蒸気圧 : 知見なし
 発火点(自然発火温度) : 426 °C (酢酸エチル)
 水への溶解度 : 不溶
 溶解度 : 有機溶媒に可溶
 その他 : 特になし

10. 安定性及び反応性

反応性 : 水とは反応しない
 安定性 : 通常の取扱い条件下では安定
 避けるべき条件 : 加熱、高温等
 混触危険物質 : 強力な酸化剤
 危険な有害生成物 : CO等
 その他 : 特になし

11. 有害性情報

有害性情報

急性毒性：経口（LD50 ラット）	： 5620 mg/kg（酢酸エチル） 4800 mg/kg（トルエン） 2900 mg/kg（酢酸ビニル）
眼に対する重篤な損傷又は刺激性	： 眼刺激
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	： 皮膚刺激
呼吸器感作性又は皮膚感作性	： 現在のところ製品としての知見なし
生殖細胞変異原性	： 遺伝性疾患のおそれの疑い
発がん性	： IARC グループ 2B（酢酸ビニル）；ACGIH グループ A3（酢酸ビニル）
生殖毒性	： 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	： 中枢神経系の障害、呼吸刺激を起こすおそれ、眠気やめまいのおそれ
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	： 中枢神経系、腎臓、肝臓の障害
吸引性呼吸器有害性	： 現在のところ製品としての知見なし
有害性その他	： なし

12. 環境影響情報

水生環境有害性（急性）	： 水生生物に毒性
水生環境有害性（長期間）	： 現在のところ製品としての知見なし
生態毒性：魚毒性	： ヒメダカ：LC50=2.39mg/L/96hr（酢酸ビニル）
生態毒性：その他	： ブラウンシュリンプ：EC50=3.5mg/L/96hr（トルエン）
残留性・分解性	： 現在のところ製品としての知見なし
生体蓄積性	： 現在のところ製品としての知見なし
土壤中の移動性	： 現在のところ製品としての知見なし
その他の情報	： 現在のところ製品としての知見なし

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	： 都道府県知事の許可を受けた廃棄物処理業者に委託処理する。
汚染・容器包装廃棄	： 空容器を廃棄する場合、内容物を完全に除去した後に処分する。

14. 輸送上の注意

注意事項	： 堅牢で容易に変形、破損しない容器に入れ、密栓して輸送する。運搬時には、容器からの漏れのないことを確かめ、転倒、落下、破損のないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。水濡れ注意。
------	--

国際規制

海上規制情報	： IMO の規定に従う。
国連番号	： 1133
品名	： 接着剤

国連分類 (UN) : 3 - 引火性液体
 容器等級 (UN) : II
 航空規制情報 : ICAO/IATA の規定に従う。
 国連番号 : 1133
 品名 : 接着剤
 国連分類 (UN) : 3 - 引火性液体
 容器等級 (UN) : II

国内規制

陸上規制 : 該当せず
 海上規制情報 : 船舶安全法の規定に従う。
 国連番号 : 1133
 品名 : 接着剤
 国連分類 (UN) : 3 - 引火性液体
 容器等級 (UN) : II
 航空規制情報 : 航空法の規定に従う。
 国連番号 : 1133
 品名 : 接着剤
 国連分類 (UN) : 3 - 引火性液体
 容器等級 (UN) : II

緊急時応急措置指針番号 : 127

15. 適用法令

化審法 : 優先評価化学物質 (法第2条第5項)
 労働安全衛生法 : 第2種有機溶剤等 (施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)
 作業環境評価基準 (法第65条の2第1項)
 名称等を表示すべき危険物及び有害物 (法57条1、施行令第18条)
 危険物・引火性の物 (施行令別表第1第4号)
 健康障害防止指針公表物質 (法第28条第3項・厚労省指針公示)
 名称等を通知すべき危険物及び有害物 (法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)
 トルエン (政令番号 : 407) (20 ~ 30%)
 酢酸エチル (政令番号 : 177) (20 ~ 30%)
 酢酸ビニル (政令番号 : 180) (1 ~ 10%)
 毒物及び劇物取締法 : 該当せず
 水質汚濁防止法 : 指定物質 (法第2条第4項、施行令第3条の3)
 消防法 : 第4類引火性液体、第一石油類非水溶性液体 (法第2条第7項危険物別表第1・第4類)
 悪臭防止法 : 特定悪臭物質 (施行令第1条)
 大気汚染防止法 : 有害大気汚染物質 法第2条第13項 (中央環境審議会答申、1996.10.18)
 優先取組物質 (中央環境審議会答申)
 揮発性有機化合物 法第2条第4項 (環境省から都道府県への通達)
 海洋汚染防止法 : 危険物 (施行令別表第1の4)
 有害液体物質 (Y類物質) (施行令別表第1)
 有害液体物質 (Z類物質) (施行令別表第1)

外国為替及び外国貿易法	： 輸入貿易管理令第4条第1項第2号輸入承認品目「2の2号承認」 輸出貿易管理令別表第1の16の項
船舶安全法	： 引火性液体類（危規則第2、3条危険物告示別表第1）
航空法	： 引火性液体（施行規則第194条危険物告示別表第1）
港則法	： 危険物・引火性液体類（法第21条2、則第12条、昭和54告示547別表二）
道路法	： 車両の通行の制限（施行令第19条の13、日本道路公団公示）
特定有害廃棄物輸出入規制法（バーゼル法）	： 廃棄物の有害成分・法第2条第1項第1号イに規定するもの（平5三省告示2号）
化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）	： 第1種指定化学物質（法第2条第2項、施行令第1条別表第1） トルエン（政令番号：300）（25%） 酢酸ビニル（政令番号：134）（1.3%）
労働基準法	： 疾病化学物質（法第75条第2項、施行規則第35条・別表第1の2第4号1・昭53労告36号）

16. その他の情報

引用文献など

- ・ 化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)改訂4版、GHS関係省庁連絡会議
- ・ 溶剤ハンドブック、浅原照三編、講談社サイエンティフィク
- ・ 危険物船舶輸送及び貯蔵規則（11訂版）、国土交通省海事局検査測度課監修、海文堂
- ・ 化学品法令集、化学工業日報社、東京法令出版
- ・ 製品安全データシートの作成指針、（社）日本化学工業協会
- ・ 15308の化学商品、化学工業日報社
- ・ 化審法 化学物質（改訂版6版）、通商産業省基礎産業局化学品安全課監修、化学工業日報社

記載内容の取扱いについて

記載内容は全ての資料や文献を調査したわけではないため情報漏れがある可能性があります。また新しい知見の発表や従来の説の訂正により内容に変更が生じます。重要な決定等にご利用される場合には、出典等を良く検討されるか、試験によって確かめられることをお勧めします。なお、含有量、物理化学的性質等は保証値ではありません。また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものなので、特殊な取扱いの場合にはこの点にご配慮をお願いいたします。